

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第22号）…………… 2

公 平 委 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第 1 号）
…………… 2

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 2

告 示

- 出納員および現金取扱員の委任等について（第100号） …… 3
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第101号）
…………… 5
- 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について（第102号） …… 5
- 指定代理納付者の指定について（第103号） …… 5
- 秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について（第104号）
…………… 5
- 指定代理納付者の指定の変更について（第105号） …… 6
- 指定代理納付者の指定の変更について（第106号） …… 6
- 指定代理納付者の指定の変更について（第107号） …… 6
- 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第108号） …… 6
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第109号） …… 12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第110号） …… 12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第111号） …… 12
- 秋田市大住三丁目の一部の街区区域の変更について（第112号）
…………… 13
- 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について（第113号） …… 13
- 特定地域型保育事業者の確認の辞退について（第114号） …… 13
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第115号）
…………… 13
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第116号）
…………… 13
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について（第117号）
…………… 14

- 平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第118号）
…………… 14
- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第119号）
…………… 14
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第120号）
…………… 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第121号） …… 14
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第122号） …… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第123号） …… 15
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第124号）
…………… 15
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第125号） …… 15
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第126号） …… 15
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第127号） …… 16
- 平成27年度、平成29年度、平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第128号） …… 16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第129号） …… 16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第130号） …… 16
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第131号） …… 16
- 指定居宅サービス事業者の指定について（第132号） …… 17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号） …… 17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第134号） …… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第135号） …… 17
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第136号） …… 17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第137号） …… 17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第138号） …… 17
- 令和 2 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第139号） …… 18

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 6 号）…………… 18

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第 4 号）…………… 18

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定および廃止について（第16号）
…………… 18
- 指定排水設備工事事業者の指定および廃止について（第17号）

-18
- 指定給水装置工事業者の指定について（第18号）.....19
- 指定排水設備工事業者の指定について（第19号）.....19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第20号）.....19

公 告

- 次世代型学校ICT環境整備（校内LAN工事等）業務委託の公募型プロポーザルの実施について.....19
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について.....20
- 都市公園の新設について.....21
- 建築基準法による道路の指定について.....21
- 建築基準法による道路の指定について.....21
- 建築基準法による道路の指定について.....21
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....21
- 建築基準法による意見の聴取について.....21
- 農用地利用集積計画の策定について.....22

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について.....22
- 受益者分担金の賦課対象区域について.....22

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年4月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（新型コロナウイルス対策室）

第28条 新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策等に係る事業に関する事務を処理するため、新型コロナウイルス対策室を設置する。

2 前項の新型コロナウイルス対策室は、市民生活部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策等に係る事業に関すること。
- (2) 室の予算経理に関すること。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月22日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 を

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 副参事 に、

市民サービスセンター
協働・分権統括監 所長 副所長 担当課長 副参事 を

市民サービスセンター
協働・分権統括監 所長 副所長 担当課長 参事 副参事 に、

食肉衛生検査所
所長 副参事 を

食肉衛生検査所
所長 参事 副参事 に、

保育所
寺内保育所長 を

保育所
川添保育所長 に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条駅東サービスセンター所長専決事項の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス対策室長専決事項

- (1) 新型コロナウイルス対策に係る給付金の給付の決定等に関すること。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基

づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務。図書頒布等収入および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御櫓橋、旧黒澤家住宅、如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。公衆電話使用料の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。複写機使用料等の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務

駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入、光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務、いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業報償費に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金、生活支援ハウス利用収入の収納および報償費に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管其他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入、屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納および開発許可等申請手数料の収納に関する事務

建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教育委員会総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。新屋図書館の複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真

- 2 委託の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真

- 2 委託の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 2 指定代理納付者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	令和2年4月1日
株式会社イーコンテクト	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル5階	令和2年4月1日
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階	令和2年4月1日

秋田市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納事務を委託した歳入
秋田市ふるさと応援寄附金
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所在地	委託期間
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社エスツー	秋田市中通三丁目3番10号 秋田スカイプラザ7F	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
株式会社秋田ジェーシーピーカード
秋田市大町二丁目4番44号 秋田第一ビルディング
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者を指定した年月日
平成29年12月4日
- 4 変更があった事項およびその内容
歳入の名称
変更前 きずなでホットしていききた寄附金
変更後 秋田市ふるさと応援寄附金
- 5 変更年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者を指定した年月日
令和元年11月14日
- 4 変更があった事項およびその内容
歳入の名称
変更前 きずなでホットしていききた寄附金
変更後 秋田市ふるさと応援寄附金
- 5 変更年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル3階
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

- 3 指定代理納付者を指定した年月日
平成29年12月4日
- 4 変更があった事項およびその内容
歳入の名称
変更前 きずなでホットしていききた寄附金
変更後 秋田市ふるさと応援寄附金
- 5 変更年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

- 1 秋田市飯島鼠田四丁目10番40号
伊 藤 静 子
伊藤光商店
- 2 秋田市南通築地15番36号
株式会社秋田ト一屋
代表取締役 挽 野 泰 次
ドジャース 檀山店
ドジャース 新屋店
ドジャース 広面店
- 3 秋田市川尻町字大川反233番地60
株式会社たけや製パン
代表取締役 武 藤 真 人
デイリーヤマザキ 秋田工業団地店
デイリーヤマザキ 中通七丁目店
デイリーヤマザキ 秋田南バイパス店
デイリーヤマザキ 柳田川崎店
- 4 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
いとく 新国道店
いとく 秋田東店
いとく 土崎みなと店
いとく 川尻店
いとく 自衛隊通店
いとく 追分店
- 5 秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号
有限会社中央市場
代表取締役 金 澤 正 樹
ビフレ 東通店
ビフレ 御野場店
- 6 秋田市卸町二丁目2番7号
株式会社秋田まるごと市場
代表取締役社長 大 島 紳 司
秋田まるごと市場
- 7 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号
株式会社マツモトキヨシ東日本販売

<p>代表取締役 高野 昌 司 薬マツモトキヨシ 秋田駅ビルA L S店 薬マツモトキヨシ イオンモール秋田店 D'sマツモトキヨシ メルシティ潟上店</p> <p>8 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞 方 宏 司 サンドラッグ 新国道店 サンドラッグ 土崎自衛隊通店 サンドラッグ 八橋大畑店</p> <p>9 秋田市土崎港中央一丁目8番30号 株式会社イシカワ 代表取締役 石 川 元 株式会社イシカワ</p> <p>10 秋田市山王臨海町4番37号 株式会社ドジャース商事 代表取締役 挽 野 泰 次 ドジャース 食品館 ドジャース 本館</p> <p>11 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県職員消費生活協同組合 理事長 鶴 田 嘉 裕 秋田県庁売店 秋田地方総合庁舎売店 秋田県庁第二庁舎売店</p> <p>12 秋田市新屋豊町3番48号 株式会社ナイス 代表取締役 齋 藤 寛 之 ナイス 外旭川店 ナイス 仁井田店 ナイス 新屋店 ナイス 割山店 ナイス 追分店 ナイス 八橋店 ナイス 仁井田南店 ナイス 土崎店 ナイス 山手台店</p> <p>13 秋田県大館市御成町二丁目17番10号 株式会社タクト 代表取締役 佐 藤 学 タクト 秋田支店</p> <p>14 秋田市牛島東五丁目3番26号 株式会社マルダイ 代表取締役社長 佐 藤 純 一 マルダイ 八橋店 マルダイ 土崎店 マルダイ 牛島店 マルダイ 広面店 マルダイ おのぼ店</p> <p>15 秋田市南通築地1番29号 中通生活協同組合 組合長 小 林 仁 中通生活協同組合 本店</p> <p>16 秋田県横手市大森町字大森182番地 株式会社うえたストア</p>	<p>代表取締役 上 田 昌 一 うえたストア 外旭川店</p> <p>17 秋田市土崎港北六丁目1番30号 生活協同組合コープあきた 理事長 三 浦 貴 裕 コープあきた 茨島店 コープあきた 土崎店 コープあきた 共同購入センター</p> <p>18 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 荒 川 孝 男 スーパードラッグアサヒ 秋田中央店 スーパードラッグアサヒ 秋田広面店 スーパードラッグアサヒ Express秋田勝平店 スーパードラッグアサヒ 秋田八橋店 スーパードラッグアサヒ 外旭川店</p> <p>19 秋田市雄和相川字銅屋260番地 渡 邊 恵 子 渡留商店</p> <p>20 秋田市広面字土手下108番地1 株式会社J A秋田なまはげライフサービス 代表取締役 鎌 田 徹 Aコープ大正寺店</p> <p>21 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐 藤 三 男 バナフィショップ</p> <p>22 秋田県大仙市川目字町東33番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 智 史 グランマート 泉店 グランマート 外旭川店 グランマート 手形店</p> <p>23 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘 薬王堂 秋田茨島店 薬王堂 秋田土崎店 薬王堂 秋田外旭川店 薬王堂 秋田河辺店 薬王堂 秋田東通店</p> <p>24 秋田市土崎港北一丁目6番25号 イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅 信 マックスバリュ 広面店 マックスバリュ 港北店 マックスバリュ 河辺店 マックスバリュ 茨島店 マックスバリュ 泉店 ザ・ビッグ 潟上店 マックスバリュ エクスプレス新屋関町店 イオンスタイル 御所野店 イオン 秋田中央店 イオン 土崎港店</p> <p>25 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 D C Mホームマック株式会社</p>
---	--

代表取締役社長 石 黒 靖 規 DCMホームマック 茨島店 DCMホームマック 広面北店 DCMホームマック 広面店	ツルハドラッグ 東通店 ツルハドラッグ 茨島店 ツルハドラッグ 秋田川尻店 ツルハドラッグ 秋田榎山店 ツルハドラッグ 秋田寺内店 ツルハドラッグ 秋田仁井田店 ツルハドラッグ 秋田中通店 調剤薬局ツルハドラッグ 秋田南通店
26 秋田市保戸野通町3番31号 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦 佐野薬局 本店 佐野薬局 広面店 山王佐野薬局	35 秋田市外旭川字四百刈29番地 秋田青果株式会社 代表取締役 畑 山 治 生鮮いちばん土崎店
27 秋田市千秋矢留町10番12号 齋 藤 博 千秋マート	36 青森県青森市新町二丁目5番8号 紅屋商事株式会社 代表取締役社長 秦 雅 秀 メガ 土崎店 メガ 仁井田店
28 秋田市泉北二丁目4番23号 株式会社マルエーうちや 代表取締役 海 風 正 一 ジェイマルエー 泉店 ジェイマルエー 広面店 ジェイマルエー 旭南店 ジェイマルエー 御所野店	37 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社長崎屋 代表取締役 大 橋 展 晴 ドン・キホーテ 秋田店
29 青森県八戸市根城六丁目22番10号 株式会社サンデー 代表取締役社長 川 村 暢 朗 サンデー 秋田御野場店 サンデー 秋田八橋店 サンデー 秋田自衛隊通店	38 新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 コメリハードアンドグリーン 秋田飯島店 コメリハードアンドグリーン 泉店 コメリパワー 秋田卸町店 コメリハードアンドグリーン 仁井田南店 コメリハードアンドグリーン 河辺和田店 コメリハードアンドグリーン 雄和店
30 秋田市飯島鼠田一丁目5番41号 大 友 征 一 フレッシュ大友総合食品店	39 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1 株式会社サンアメニティ秋田支社 支社長 金 澤 直 樹 国際教養大学 売店 A I U S H O P
31 秋田県男鹿市船越字内子89番地 株式会社アマノ 代表取締役 天 野 良 喜 スーパーセンターアマノ 御所野店 スーパーセンターアマノ 井川店 スーパーセンターアマノ 男鹿店	40 秋田市新屋松美が丘南町2番10号 有限会社佐藤酒店 取締役 佐 藤 キヨエ 有限会社佐藤酒店
32 秋田市大町一丁目4番22号 株式会社せきや 代表取締役 関 谷 秀 樹 せきや	41 秋田市卸町三丁目6番6号 株式会社秋田県酒類卸 取締役社長 佐 藤 卯兵衛 ファミリーマート 秋田赤れんが館通り店 ファミリーマート 秋田南通り店 ファミリーマート 秋田仁井田新中島店
33 秋田県湯沢市前森一丁目2番6号 株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 博 ホームセンターハッピー 外旭川店	42 秋田市旭南三丁目7番48号 株式会社英雄 代表取締役 富 野 和 夫 酒の英雄 本店
34 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴 羽 順 ツルハドラッグ 秋田広面北店 ツルハドラッグ 外旭川店 ツルハドラッグ 秋田泉南店 ツルハドラッグ 秋田広面店 ツルハドラッグ 秋田將軍野店 ツルハドラッグ 秋田土崎店 ツルハドラッグ 天王長沼店 ツルハドラッグ 秋田八橋店 ツルハドラッグ 秋田御所野店	43 秋田市保戸野通町2番29号 通町山下有限会社 代表取締役 山 下 栄 一 通町山下金物店
	44 秋田市寺内字神屋敷295番地49 みちのくキャンティーン株式会社秋田営業所 所長 菅 生 和 也

みちのくキャンティーン秋田県立大学秋田キャンパス売店	株式会社ダイユーエイト
45 秋田市旭南三丁目1番14号	代表取締役社長 浅倉 俊一
有限会社ジャガ・コーポレーション	ダイユーエイト 秋田寺内店
代表取締役 佐々木 政 昭	ダイユーエイト 秋田潟上店
ファミリーマート 秋田新屋扇町店	57 秋田市河辺三内字寺田19番地1
ファミリーマート 秋田山王臨海町店	株式会社サン・ジェム
46 秋田市新屋島木町4番56号	代表取締役 山 上 義 彦
株式会社キートス	ローソン 秋田將軍野南三丁目店
代表取締役 土 佐 尚 人	58 秋田市川元開和町4番9号
ローソン 秋田御野場新町店	有限会社コンエンタープライズ
ローソン 秋田新屋島木町店	代表取締役 金 靖 子
47 秋田市手形新栄町7番24号	ローソン 秋田さくら店
株式会社藤井酒店	ローソン 秋田仁井田栄町店
代表取締役 藤 井 秋 一	ローソン 秋田旭北錦町店
藤井酒店	59 秋田市御野場新町三丁目17番22号
48 秋田市高陽青柳町6番16号	石 川 雅 樹
六本木 嶺 男	ローソン 秋田仁井田緑町店
ローソン 秋田茨島六丁目店	60 秋田市御野場新町三丁目2番22号
49 秋田市寺内蛭根一丁目3番22号	株式会社島山商店
有限会社尚	代表取締役 島 山 稔
代表取締役 長谷川 浩 之	ローソン 秋田外旭川八柳店
ローソン 秋田寺内イサノ店	ローソン 秋田北インター店
ローソン 秋田八橋田五郎店	61 秋田市將軍野南四丁目2番5号
ローソン 秋田八橋田五郎二丁目店	三 浦 孝 雄
50 秋田市八橋イサノ一丁目7番11号	セブンイレブン 秋田新国道寺内店
藤 原 房 雄	セブンイレブン 秋田泉中央1丁目店
ローソン 秋田新屋比内町店	62 秋田市中通五丁目9番20-806号
ローソン 秋田新屋日吉町店	山 口 健 吾
51 秋田市外旭川字大畑63番地1	セブンイレブン 秋田中通6丁目店
小 林 三 男	63 秋田市南ヶ丘二丁目9番4号
ローソン 秋田泉登木店	鈴 木 芳 貴
ローソン 秋田泉中央三丁目店	セブンイレブン 秋田広面店
ローソン 秋田泉南一丁目店	64 秋田市千秋矢留町6番14-1203号
52 秋田市御野場新町三丁目13番1号	池 田 学
株式会社K&Kメルシ	セブンイレブン 秋田將軍野南3丁目店
代表取締役 湊 一 利	65 秋田市仁井田字西潟敷25番地8
ローソン 秋田キャッスルホテル店	石 井 栄 治
ローソン 秋田保戸野原の町店	セブンイレブン 秋田牛島東3丁目店
ローソン 秋田ななかまど通り店	66 秋田市御所野下堤一丁目4番3号
ローソン 秋田駅西店	吉 川 透
ローソン 秋田日赤病院前店	セブンイレブン 秋田四ツ小屋店
ローソン 秋田保戸野千代田町店	67 秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202
53 秋田市川尻みよし町1番29号	志 賀 聡 彦
有限会社あいわ商店	セブンイレブン 秋田寺内蛭根店
代表取締役 平 野 玲	68 秋田市新屋町字関町後190番地82
ローソン 秋田自衛隊通店	阿 部 真理子
54 秋田市御所野地蔵田四丁目19番10号	セブンイレブン 秋田山王中島町店
有限会社イトマーク	69 秋田市広面字広面233番地
代表取締役 伊 藤 文 幸	伊 藤 典 之
ローソン 秋田山王中園店	セブンイレブン 秋田東通8丁目店
55 秋田市大平台四丁目4番地23	70 東京都千代田区二番町5番地25
有限会社シーアンドエル	株式会社そごう・西武
代表取締役 辻 永 均	代表取締役 林 拓 二
ローソン 雄和石田店	ザ・ガーデン自由が丘 西武
56 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	71 秋田市泉北三丁目3番3-605号

柳 谷 直 樹 セブンイレブン 秋田飯島新町2丁目店	セブンイレブン 秋田保戸野桜町店
72 秋田市川元山下町4番22号 グレイタス川元A101号 木次谷 英 一 セブンイレブン 秋田川尻みよし町店	89 秋田市保戸野八丁5番42号 メゾンド・ソレイユ201号 小 野 貴 セブンイレブン 秋田広面谷内佐渡店
73 秋田市八橋三和町19番36号 三 浦 綱 毅 セブンイレブン 秋田將軍野南2丁目店	90 秋田市大住四丁目11番2-405号 八 柳 孝 美 ファミリーマート 秋田新屋日吉町店
74 秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9 畠 山 秀 美 セブンイレブン 秋田土崎港北7丁目店	91 秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日202 佐々木 敦 セブンイレブン 秋田新屋豊町店
75 秋田市手形山西町3番6号 殿 村 新 セブンイレブン 秋田旭南1丁目店	92 秋田市広面字野添80番地8 南 野 壘 セブンイレブン 秋田明田店
76 秋田市外旭川字山崎292番地7 小 番 紀 征 セブンイレブン 秋田泉北3丁目店	93 秋田市下新城野字街道端西241番地500 中 川 真智子 ファミリーマート 秋田土崎港相染町店
77 秋田市八橋本町二丁目12番45号 五十嵐 雄 一 セブンイレブン 秋田保戸野原の町店	94 秋田市中通四丁目5番6号 秋銀・明治安田ビル9F J R東日本東北総合サービス株式会社秋田支店 取締役秋田支店長 佐 藤 誠 記 秋田生鮮市場保戸野店
78 秋田市桜台三丁目8番7号 佐 藤 祐 子 セブンイレブン 秋田寺内堂ノ沢店	95 秋田市御所野堤台二丁目6番地54 加 藤 美沙子 セブンイレブン 秋田御所野堤台店
79 秋田市牛島東四丁目5番30号 杉 原 治 セブンイレブン 秋田八橋新川向店	96 秋田市河辺和田字和田81番地 今 野 博 子 今野喜栄堂
80 秋田市広面字小沼古川端50番地 グランドール小沼102 渡 部 雅 浩 セブンイレブン 秋田東通仲町店	97 秋田市千秋矢留町2番3号 オリビア千秋公園402号 安 田 君 子 セブンイレブン 秋田通町店 セブンイレブン 秋田割山店
81 秋田県潟上市天王字西長根40番地14 有限会社エムズ 代表取締役 三 浦 卓 ローソン 秋田土崎港南二丁目店	98 秋田市横森五丁目2番13号 有限会社なおと 取締役 佐々木 直 人 ローソン 秋田川尻総社町店 ローソン 秋田寺内蛭根店
82 秋田市櫛山城南新町28番15号 保 坂 朱有吾 ファミリーマート 秋田寺内イサノ店	99 秋田市新屋日吉町41番20号 阿 部 昌 博 セブンイレブン 秋田山王5丁目店
83 秋田市櫛山本町1番22号 庄 司 成 行 ローソン 秋田南通亀の町店 ローソン 秋田中通一丁目店 ローソン 秋田大町二丁目店	100 秋田市土崎港中央一丁目15番42号 藤 井 俊 弥 ふじけい
84 秋田市高陽幸町2番43号 ユートピア406号 菊 地 志保子 セブンイレブン 秋田外旭川八柳2丁目店	101 秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5 三 浦 光 紀 セブンイレブン 秋田仁井田本町店
85 秋田市八橋本町二丁目2番8号 金 田 由紀子 セブンイレブン 秋田山王1丁目店	102 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦 セブンイレブン 秋田山王6丁目店 セブンイレブン 秋田卸町3丁目店
86 秋田市新屋日吉町3番37号 檜 尾 永 次 ファミリーマート 秋田卸町店	103 秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号 石 田 康 宏 セブンイレブン 秋田川尻大川反店
87 秋田市牛島東七丁目17番3号 高 橋 ミエ子 高橋酒店	104 秋田市新屋前野町4番16号 富 岡 直 人
88 秋田市櫛山登町5番36-1002号 佐 藤 好 宏	

ファミリーマート 秋田茨島四丁目店	坂 本 薫
ファミリーマート 秋田御野場二丁目店	ローソン 秋田外旭川天徳寺通店
105 秋田市土崎港西一丁目3番38号	118 秋田市土崎港北四丁目8番38号
株式会社アイマール	佐 藤 留美子
代表取締役 武 田 昭 彦	ローソン 秋田土崎港中央五丁目店
ローソン 秋田土崎港西一丁目店	119 秋田市飯島松根東5番6-2号 ライフキャップ松根東J
ローソン 秋田ベイパラダイス店	佐 藤 さくら
106 秋田市広面字広面17番地	ローソン 秋田土崎港北7丁目店
有限会社酒の福屋	120 青森県青森市大字三内字玉作2番地72
代表取締役 福 島 順 一	株式会社丸大サクラキ薬局
ファミリーマート 秋田広面板橋添店	代表取締役 櫻 井 清
ファミリーマート 秋田中央インター通店	ハッピードラッグ 秋田泉北店
ファミリーマート 秋田仁井田栄町店	ハッピードラッグ 秋田新屋店
ファミリーマート 秋田下新城琵琶沼店	121 秋田市飯島西袋二丁目12番10号
ファミリーマート 土手長町通り店	佐 藤 滝 仁
ファミリーマート 秋田手形店	ファミリーマート 秋田ならやま店
ファミリーマート 秋田牛島東五丁目店	ファミリーマート 秋田飯島中央店
ファミリーマート 秋田東通り店	122 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地
ファミリーマート 秋田ぼぼろーど店	石 川 世希子
107 秋田市南通みその町3番49号	ローソン 秋田土崎港西三丁目店
株式会社関	123 秋田市新屋豊町7番86号
代表取締役 関 潔	有限会社善正
ローソン 秋田御所野店	代表取締役 今 野 亜紀子
ローソン 秋田御所野堤台一丁目店	ローソン 秋田割山店
108 秋田市牛島東七丁目16番38号	124 秋田市泉中央二丁目27番28号
工 藤 圭 介	有限会社本間酒店
セブンイレブン 秋田セリオンタワー前店	代表取締役 本 間 賢
109 秋田市将軍野東三丁目5番38-2号	本間酒店
齊 藤 和 史	125 秋田市添川字添川70番地
ファミリーマート 秋田桜一丁目店	米 塚 亜津子
ファミリーマート 秋田添川店	セブンイレブン 秋田山王大通り店
110 秋田市南通築地7番27号 ベルトピア秋田4B108号	126 秋田市土崎港東四丁目8番2号
福 田 勉	株式会社鳴海屋
セブンイレブン 秋田南通宮田店	代表取締役 鳴 海 能 仁
111 秋田市広面字近藤堰越83番地3	ローソン 秋田将軍野青山店
有限会社協栄酒店	ローソン 天王追分店
代表取締役 船 木 修 一	ローソン 秋田飯島薬師田店
ファミリーマート 秋田広面北店	127 長野県飯山市南町13番地3
ファミリーマート 秋田中通六丁目店	株式会社モリキ
112 秋田市中通五丁目1番21号 トーカンマンション中通605	代表取締役 松 本 訓 彦
佐々木 仁	ドラッグセイムス 秋田新屋店
セブンイレブン 秋田大町4丁目店	128 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
113 秋田市寺内蛭根一丁目12番2号	株式会社ドン・キホーテ
佐 藤 美 幸	代表取締役 吉 田 直 樹
ファミリーマート 秋田泉中央三丁目店	ドン・キホーテ 潟上店
114 秋田市添川字地ノ内56番地49	129 秋田市浜田字自在山70番地
伊 藤 清 美	天 野 陽 子
ファミリーマート 秋田上飯島店	ローソン 秋田山王けやき通り店
115 秋田市土崎港北二丁目19番18号	ローソン 秋田市役所店
菅 原 睦 子	130 秋田市手形字西谷地31番地
ローソン 秋田金足片田店	株式会社木下
116 秋田市将軍野南四丁目7番44号	代表取締役 木 下 順 子
吉 田 和 樹	セブンイレブン 秋田手形西谷地店
ローソン 秋田仁井田本町店	セブンイレブン フォンテ秋田店
117 秋田市外旭川字水口5番地7	131 秋田市檜山大元町5番2号

有限会社ならやま酒店
 代表取締役 石 川 健
 ローソン 秋田山王中島町店
 ローソン 秋田東通一丁目店
 132 秋田市御所野元町一丁目1番2-208号
 鈴木 真太郎
 ローソン 秋田河辺店
 133 秋田市広面字板橋添46番地4 202号
 佐藤 慶 和
 ローソン 秋田広面蓮沼店
 134 秋田市卸町三丁目3番7号
 株式会社辻源
 代表取締役社長 辻 昭 久
 株式会社辻源
 135 秋田市卸町四丁目7番9号
 株式会社桑原
 代表取締役社長 桑 原 透
 株式会社桑原
 株式会社桑原 秋田北営業所
 136 秋田市東通館ノ越2番12号
 株式会社折安
 代表取締役社長 渡 部 智 樹
 株式会社折安
 株式会社折安 秋田市民市場店
 137 秋田県横手市卸町8番4号
 株式会社丸幸
 代表取締役 伊 藤 義 継
 株式会社丸幸 秋田営業所
 138 秋田市新屋豊町4番64号
 株式会社誠文社
 代表取締役 田 中 誠
 株式会社誠文社
 139 秋田市御野場四丁目6番6号
 有限会社阿部純商会
 代表取締役 阿 部 純 二
 有限会社阿部純商会
 140 秋田市新屋扇町5番36号
 平川 広 秋
 平川ふくろ店
 141 秋田市外旭川字三千刈147番地1
 株式会社かねひろ
 代表取締役 土 田 博 美
 株式会社かねひろ
 パッケージプラザ かねひろ泉店
 142 秋田市東通仲町14番3号
 秋田成幸産業株式会社
 代表取締役 利 部 浩
 秋田成幸産業株式会社

秋田市告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条

の11、第85条および第115条の20の規定により告示する。

令和2年4月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人新成会	新成園指定訪問介護事業所	秋田市浜田字元中村280番地9	令和2年3月31日	訪問介護
社会福祉法人旭川やすらぎ会	魁聖園ヘルパーステーション	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	令和2年3月31日	訪問介護
ユウのケアサービス合同会社	ユウの訪問介護事業所	秋田市將軍野南三丁目11番8号	令和2年3月31日	訪問介護
医療法人久幸会	もみの木の家	秋田市下新城中野字琵琶沼158番地6	令和2年3月31日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人友遊会	グループホーム青竜	秋田市下北手松崎字岩瀬122番地	令和2年3月31日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社バイタルケア	バイタルケア秋田	秋田市泉字登木221番地1	令和2年3月31日	居宅介護支援

秋田市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年4月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定廃止年月日
206	きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番30-02号	有限会社タカケン 代表取締役 高橋 憲 司	令和2年4月1日

秋田市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年4月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定年月日
230	きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番30-02号	有限会社コラボ メイト 代表取締役 鎌 田 恵 子	令和2年 4月1日

秋田市告示第112号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市大住三丁目の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

令和2年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域
別図(1)（省略）を別図(2)（省略）とする。
- 2 変更期日
令和2年4月7日

秋田市告示第113号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和2年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	さくらんぼ保育園	秋田市外旭川字前谷地53番地1	合同会社さくらんぼ保育園
認定こども園	こども園いずみ風の遊育舎	秋田市寺内字三千刈223番地1	社会福祉法人風の遊育舎

- 2 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	こまどりリトル園	秋田市横森五丁目18番9号	学校法人見真学園
小規模保育事業	ごしょのベビー園	秋田市御所野堤台一丁目5番4号	学校法人山王学園

- 3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第114号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定に基づき、特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第53条の規定により告示する。

令和2年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

- (1) 事業の種類
小規模保育事業
- (2) 事業所の名称
さくらんぼ保育園
- (3) 事業所の所在地
秋田市外旭川字前谷地53番地1
- (4) 事業者
合同会社さくらんぼ保育園

- 2 1に掲げる事業所が確認の辞退をした年月日
令和2年3月31日

秋田市告示第115号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

- (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
社会福祉法人風の遊育舎
- (2) 施設等の名称
こども園いずみ風の遊育舎
- (3) 施設等の所在地
秋田市寺内字三千刈223番地1
- (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
預かり保育事業、一時預かり事業
- (5) 子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
満たしている。
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第116号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
合同会社さくらんぼ保育園	さくらんぼ保育園	秋田市外旭川字前谷地53番地1	一時預かり事業
高橋 摩美	エンジェルハ	秋田市新屋松美	一時預かり事業

	ウスかつひら	ガ丘北町16番28号	業
田澤 崇	森の幼稚園	秋田市桜三丁目9番3号	認可外保育施設

2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和2年4月1日

秋田市告示第117号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年4月8日

秋田市長 穂 積 志

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
秋田市	秋田市太平幼稚園	秋田市太平日長崎字日長崎144番地	一時預かり事業
熊谷 武	ちびっこランド秋田みなと園	秋田市土崎港西三丁目8番14号	認可外保育施設一時預かり事業
合同会社さくらんぼ保育園	さくらんぼ保育園	秋田市外旭川字前谷地53番地1	一時預かり事業

2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日

令和2年3月31日

秋田市告示第118号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第119号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第120号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年3月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年4月9日から同年10月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月10日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市広面東町内会

2 認可年月日

- 平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 伊 藤 涉
秋田市広面字樋ノ下25番地2 コーポ伊藤1号
変更後 一 関 進
秋田市広面字樋ノ下27番地2
- 4 変更年月日
令和2年3月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第122号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば
き人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年4月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市榎山川口境5番11号
名称 イオン東北株式会社イオン秋田中央店
氏名 店長 田 中 浩 司
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市榎山川口境5番11号
- 3 売りさばき所の名称
イオン東北株式会社イオン秋田中央店

秋田市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自
立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、
同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年4月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定廃止 年月日
201	池田薬局 東通り店	秋田市東通一 丁目25番19号	株式会社池田薬 局 代表取締役 池 田 晃 司	令和元年 6月15日

秋田市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規
定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収
の事務を、令和2年4月10日から令和4年3月31日まで、次の者
に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
株式会社ローソン 営業本部東北エリアサポート部
シニアマネジャー 大 川 智 行
ローソン 秋田八橋大畑店

秋田市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および
同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第
4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護
扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のと
おり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規
定により告示する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
佐野薬局桜三丁 目店	秋田市桜三丁目1番34号	令和2年 4月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
有限会社おーが すと訪問介護ろ いやる秋田	旧 秋田市山王三丁目3番20号	令和2年 3月1日
	新 秋田市御所野元町三丁目2 番4号 e-環境秋田ビル 1F	

3 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
ねこの手ケアア プ ランセンター	秋田市山王六丁目1番13号 山 王プレスビル8階	令和2年 4月1日

4 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
新成園指定訪問 介護事業所	秋田市浜田字元中村280番地9	令和2年 3月31日
魁聖園ヘルパー ステーション	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	令和2年 3月31日
ユーの訪問介護 事業所	秋田市將軍野南三丁目11番8号	令和2年 3月31日
もみの木の家	秋田市下新城中野字琵琶沼158 番地6	令和2年 3月31日
グループホーム 青竜	秋田市下北手松崎字岩瀬122番 地	令和2年 3月31日

秋田市告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法
律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の
規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当
させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第
55条の3の規定により告示する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
白根医院	秋田市旭北栄町5番29号	令和2年4月1日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	令和2年4月1日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番30-02号	令和2年4月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
社会医療法人明和会港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	令和2年3月31日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	令和2年3月31日
中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	令和2年3月31日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番30-02号	令和2年3月31日

秋田市告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐藤 靖子	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和2年3月31日

秋田市告示第128号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成27年度、平成29年度、平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
晃ヶ丘町内会
- 認可年月日
平成10年4月17日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 金子 正 信
秋田市下新城中野字街道端西89番地132
変更後 佐藤 茂 仁
秋田市下新城中野字街道端西89番地242
- 変更年月日
令和2年3月22日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田新田三丁目町内会
- 認可年月日
平成9年11月14日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 杉原 峯 夫
秋田市仁井田新田三丁目5番8号
変更後 川合 俊 昭
秋田市仁井田新田三丁目13番9号
- 変更年月日
令和2年4月5日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第131号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
名称 イオン東北株式会社イオンスタイル御所野
氏名 店長 福井 康 弘
- 売りさばき所の所在地
秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
- 売りさばき所の名称
イオン東北株式会社イオンスタイル御所野

秋田市告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和2年4月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
ライフデザインラボ株式会社	黒子ケア ラボ	秋田市四ツ 小屋字中野 64番地1 ラポールN AGATO B16	令和2年 4月15日	訪問介護

秋田市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 鎌 田 光 一
秋田市下北手松崎字大沢田106番地21
変更後 丸 子 勝
秋田市下北手松崎字大巻26番地34
- 4 変更年月日
令和2年4月5日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
銅屋自治会
- 2 認可年月日
平成5年4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 伊 藤 洋 文
秋田市雄和相川字銅屋309番地
変更後 渡 辺 和 弘
秋田市雄和相川字銅屋232番地2
- 4 変更年月日
令和2年4月5日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年4月20日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
132	有限会社緑ヶ丘 薬局	秋田市飯島緑丘町2 番32号	令和2年 5月1日

秋田市告示第136号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
四ツ小屋駅前町内会
- 2 認可年月日
平成9年10月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 岩 崎 信 高
秋田市四ツ小屋小阿地字上野104番地2
変更後 伊 藤 智
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林35番地1
- 4 変更年月日
令和2年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

- 寺沢自治会
- 2 認可年月日
平成19年5月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成31年3月10日	鈴木 嘉司憲 秋田市雄和芝野新 田字寺沢33番地	鈴木 正 人 秋田市雄和芝野新 田字寺沢58番地13
令和2年3月8日	斎 藤 透 秋田市雄和芝野新 田字寺沢58番地32	鈴木 嘉司憲 秋田市雄和芝野新 田字寺沢33番地

- 4 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第139号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書

教 委 告 示

秋田市教委告示第6号

令和2年4月3日午後1時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年4月2日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和2年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件

農 委 告 示

秋田市農委告示第4号

令和2年4月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第1号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和2年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項および第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定および廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号および第4号の規定により告示する。

令和2年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
純設備工業	武 石 純 悦	秋田市新屋田尻 沢中町6番27号	令和2年 4月3日

2 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地	廃 止 年月日
株式会社暖衛工業	齋 藤 憲 二	秋田市保戸野桜 町13番10号	令和2年 3月31日
東部ガスリビングサービス株式会社秋田支社	伊 藤 久	秋田市榎山川口 境1番1号	令和2年 3月31日
有限会社秋田衛生社	篠 田 和 夫	秋田市榎山川口 境18番11号	令和2年 4月1日

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3および第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定および廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号および第3号の規定により告示する。

令和2年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の指定

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
純設備工業	武 石 純 悦	秋田市新屋田尻 沢中町6番27号	令和2年 4月3日

2 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地	廃 止 年月日
布袋水明社	中 山 英 樹	湯沢市成沢字中 ノ沢5番地21	令和元年 5月25日
秋田舗道株式会社	青 池 宏 志	秋田市新屋天秤 野1番5号	令和2年 3月31日

株式会社暖衛工業	齋藤 憲 二	秋田市保戸野桜町13番10号	令和2年3月31日
東部ガスリビングサービス株式会社秋田支社	伊藤 久	秋田市榎山川口境1番1号	令和2年3月31日
有限会社秋田衛生社	篠田 和 夫	秋田市榎山川口境18番10号	令和2年4月1日

秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年4月20日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
マルシゲ設備	鈴木 茂 樹	秋田市新屋田尻沢中町14番11号	令和2年4月14日

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年4月20日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
マルシゲ設備	鈴木 茂 樹	秋田市新屋田尻沢中町14番11号	令和2年4月14日
小野設備	小野 博 樹	秋田市外旭川字鳥谷場147番地1	令和2年4月16日

秋田市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年4月24日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
小野設備	小野 博 樹	秋田市外旭川字鳥谷場147番地1	令和2年4月22日

公 告

秋田市公告

次世代型学校ICT環境整備（校内LAN工事等）業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

次世代型学校ICT環境整備（校内LAN工事等）業務委託

(2) 業務内容

本業務は、調査設計、機器調達、工事等を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月23日まで

(4) 提案上限業務費

ア 校内LANおよび充電保管庫整備費
568,570千円

イ データセンター整備費（機器等物品費・構築費）
210,946千円

ウ 回線設置等の初期経費（VPN、ISP工事費等）および令和2年度使用料（データセンター賃借料、回線使用料）等
28,926千円

2 受注者の選定方法

(1) 選定に係る審査は、次世代型学校ICT環境整備（校内LAN工事等）業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和2年3月27日市長決裁）により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定は、第1次審査（参加資格審査）および第2次審査（企画提案審査）の2段階審査方式により行う。

(3) 第1次審査（参加資格審査）は、審査基準に基づき、提出された参加表明書等を基に、参加資格要件についての審査を行う。

(4) 第2次審査（企画提案審査）は、審査基準に基づき、提出された企画提案書および業務委託等に係る見積書等を基に、プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加希望者は、共同企業体（以下「JV」という。）によるものとし、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) JVに関する要件

JVは、以下の要件を全て満たしていること。

ア 調査設計、機器調達、校内LAN工事および幹線工事（データセンター構築を含む。）をそれぞれ単独で行う者の4者で構成されるJVであること。

イ JVの代表者（以下「代表者」という。）は、校内LAN工事を行う者とする。

ウ JVの構成員（代表者を含む。）は、本案件における他のJVの構成員ではないこと。

エ JVの構成員のうち、機器調達又は校内LAN工事を行う者は、市内に本社があること。

- (2) J Vの構成員に関する要件
 J Vの構成員は、以下の要件のいずれかを満たしていること、かつ、J Vにおける各構成員により、以下の要件が全て満たされていること。
 (調査設計又は機器調達を行う者の要件)
 ア 過去5年間に市、国又は他の地方公共団体と種類を同じくする調査設計、機器調達等の履行実績を有するものであること。
 (校内LAN工事を行う者の要件)
 イ 公告日から契約候補者を決定するまで、本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、電気通信工事の登録業者であり、かつ特定建設業の許可を受けた者であること。
 (幹線工事(データセンター構築を含む。)を行う者の要件)
 ウ 公告日から契約候補者を決定するまで、本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、電気通信工事の登録業者であること。
 (その他の要件)
 エ 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)を取得していること。
- (3) 共通要件
 J Vの構成員は、それぞれ以下の要件を全て満たしていること。
 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
 イ 暴力的不法行為を行うおそれがある団体と密接な関係を有しないこと。
 ウ 本市から指名停止又は入札資格停止を受けていないこと。
 エ 会社更生手続又は民事再生手続中でないこと。
 オ 市税に滞納があるものでないこと。
- 4 プロポーザルの評価基準等
 (1) 本プロポーザルの1次審査の評価基準等は、以下の2項目とする。
 ア 本業務と同種の過去の実績
 イ 地元企業の参画状況
 (2) 本プロポーザルの2次審査の評価基準等は、以下の8項目とする。
 ア 工程計画の適切性
 イ 委託業務の理解
 ウ 保守運用に対する配慮
 エ データセンターのあり方
 オ 情報セキュリティの確保
 カ 地元企業の参画状況
 キ 提案者の説明
 ク ランニング経費含む提案金額
- 5 日程
 令和2年4月8日(水) 質問締切り(参加資格等に関すること。)
 令和2年4月16日(木) 参加表明書等の提出期限
 令和2年4月20日(月) 参加表明者へ結果通知
 令和2年4月24日(金) 質問締切り(企画提案等に関すること。)
 令和2年5月7日(木) 企画提案書等の提出期限
 令和2年5月11日(月) 企画提案審査(プレゼンテーションおよびヒアリング)
 令和2年5月13日(水) 選定結果通知(予定)

- 令和2年5月下旬 仮契約締結
- 6 手続等
 (1) 担当事務局
 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市教育委員会学事課
 電話番号 018-888-5806
 ファックス 018-888-5804
 Eメール ro-edsw@city.akita.lg.jp
 (2) 実施要領および各種関係資料の交付
 次世代型学校ICT環境整備(校内LAN工事等)業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、以下の秋田市公式サイト事業者情報から入手すること。
 URL <https://www.city.akita.lg.jp>
 ページ番号 1024414
 (3) 提出期限 上記5の日程と同じ
 (4) 提出場所 上記6(1)と同じ

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和2年4月6日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
 名 称 株式会社サンデー
 代表取締役社長 川 村 暢 朗
 所在地 青森県八戸市根城六丁目22番10号
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ダイソー土崎港店
 所在地 秋田市土崎港相染町字家の下37番地1
 (3) 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 変更前 サンデー秋田土崎店
 変更後 ダイソー土崎港店
 (4) 変更年月日
 令和2年3月28日
 (5) 変更理由
 業態変更のため

2 届出年月日

令和2年4月1日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
 秋田市産業振興部商工貿易振興課
 (2) 縦覧期間
 令和2年4月6日から同年8月6日まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市公園を設置することから、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市公園の名称および位置
別紙（省略）のとおり
- 2 都市公園の区域
別図（省略）のとおり
- 3 供用開始の期日
令和2年4月13日

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋朝日町13番22号
コウメイハウス株式会社
代表取締役 伊 藤 広 明
- 2 道路位置指定箇所
秋田市新屋船場町128番14
- 3 道路幅員
4.00～4.01メートル
- 4 道路延長
23.02メートル
- 5 指定年月日および番号
令和2年4月16日 第2号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地
株式会社サンコーホーム
代表取締役 後 藤 新 平
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田本町三丁目939番5
- 3 道路幅員
4.00～4.02メートル
- 4 道路延長
34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
令和2年4月16日 第1号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア. クリア株式会社
代表取締役 若 村 大 輔
- 2 道路位置指定箇所
秋田市飯島長野本町70番48
- 3 道路幅員
5.00～5.02メートル
- 4 道路延長
24.90メートル
- 5 指定年月日および番号
令和2年4月23日 第3号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和2年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和2年4月27日

特定行政庁
秋田市長 穂 積 志

- 1 意見聴取の日時
令和2年5月15日（金）午後6時
- 2 意見聴取の場所
秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部市民サービスセンター（いーぱる）
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第3項ただし書の規定により、第一種中高層住居専用地域内において、原則、建築してはならない建築物の建築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途
自動車車庫（立体駐車場）
 - (2) 建築物の位置

秋田市柳田字糠塚1番地2 他11筆

(3) 構造および規模

鉄骨造 2階建て(2層3段)

(4) 敷地面積

165,552.49㎡

(5) 延べ面積

4,428.60㎡

5 申請者の住所および氏名

秋田市手形学園町1番1号 国立大学法人秋田大学長
山 本 文 雄

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和2年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
賦課対象区域

土崎港相染町字沼端、土崎港東四丁目、飯島字葉師田、土崎港北三丁目、広面字谷内佐渡、手形字十七流、手形字西谷地、仁井田本町一丁目、御野場二丁目、下浜長浜字兜森、下浜長浜字荒郷屋、下浜長浜字観音道脇、下浜長浜字長坂、柳田字石神、太平日長崎字神田、太平日長崎字日長崎および河辺和田字下夕川原(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例(平成5年秋田市条例第15号)第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男
賦課対象区域

太平八田字木曾石(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)